

(宛先) 松山市監査委員

松山市公営企業管理者 大 崎 修 一

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年3月21日付松監第81号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 公営企業局上下水道部 給排水設備課	所管課等長氏名 門田 耕太郎
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
3 備品の管理状況について ・ 備品の適正管理について 備品の管理状況について現地調査を行ったところ、備品台帳に登録されていないものが2件見受けられた。 松山市公営企業局会計規程では、取得価額が1万円以上の備品については、備品台帳を備え、必要な事項について記録整理しなければならないと定められているため、当該対象となった備品以外にも登録漏れがないか調査を行うとともに、今回登録漏れとなった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な管理に努められたい。	3 備品の管理状況について ・ 備品の適正管理について 当該2件の備品を令和7年1月20日に備品登録した。 また、新年度から課内配置を見直したため、備品全てに対する新たな配置図と台帳を再整備し、5月2日までに台帳と配置状況の調査を実施することで台帳に登録漏れがないことを確認した。なお、配置図と台帳は適宜、点検を実施する。